

地下水・土壌汚染に係る情報提供に関する指針

平成 17 年 4 月 1 日
岩手県環境生活部

1 はじめに

土壌汚染対策に関する制度として、土壌汚染対策法（平成 15 年法律第 53 号。以下「法」という。）や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 71 号。以下「条例」という。）が制定されたことによって、これまでも増して、地下水及び土壌汚染（以下「土壌汚染等」という。）に関する情報への関心が高まっており、とりわけ土壌汚染等の発覚時における近隣の住民への迅速な情報提供が極めて重要な状況となっています。

同条例の施行(平成 14 年 4 月)後から平成 16 年 12 月までに、県内では 8 件の土壌汚染事例が発生しており、うち 5 件は、事業者から自主的公表がなされましたが、事例ごとの公表に関する判断基準が明確ではないため、公表までに日数を要した事例がありました。

一方で、当該情報を県民に提供することは、当該土地の土壌汚染が存在する土地の所有者や汚染原因となった事業者（以下「事業者等」という。）の活動に著しく不利益となり、県民に必要な情報の提供がなされないといった事態が生ずることが想定されます。また、土壌汚染等の情報が県民に適切かつ迅速に提供されず、これを知った近隣の住民の間に汚染原因となった有害物質による健康影響の不安が高まり、当該事業者等に対する不信感が増大するなど、その後の措置、対策に住民の理解が得られないといった弊害が生ずることも想定されます。

本指針は、上記の課題、懸念を解消し、県民の健康被害が生ずるおそれがある場合においては、県が適切かつ迅速に当該土壌汚染等に関する情報を提供することができるよう、その判断基準等を示したものです。

なお、岩手県では、土壌汚染により県民に健康被害が生ずるおそれがある場合には、これまでも状況に応じ、県民に情報を公開してきましたが、この度、その取扱いを整理し、公表基準を定めました。

2 内 容

土壌汚染等の発覚時の情報提供に関する公表を実施する主体、公表する項目及び公表の基準について、指針を設けること。

(1) 公表を実施する主体

原則として、県民に健康被害が生ずるおそれがある場合には、県が公表すること。ただし、事業者等が自主的に公表することを妨げるものではない。

(2) 公表する項目

ア 原則として公表を要する項目は、以下とおりとすること。

- ① 汚染土壌が存在する土地の管理者、所有者又は占有者
- ② 基準値を超過した物質と濃度の範囲
- ③ 周辺への影響の可能性
- ④ 当該土地の所有者の敷地内の応急対策内容と今後の対策方針（周辺環境への拡散防止、浄化対策方針）
- ⑤ 連絡窓口

イ 必要に応じ公表する項目は、以下とおりとすること。

- ① 汚染原因事業所の概要
- ② 土壌汚染調査を実施した契機
- ③ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況
- ④ 土壌汚染が発生した原因

(3) 公表の基準

法及び条例等に基づく土壌汚染の調査結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が法施行規則第 31 条第 1 項に定める基準及び条例施行規則別表 16 に定める基準に適合しない土壌の存在（以下「土壌汚染」という。）が確認されたときは、以下により公表について判断するものとする。

ア 土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、地下水汚染が生じ、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合は、周辺で地下水を飲用することにより人への健康被害が生ずるおそれが非常に高いことから、県（広域振興局）が公表すること。

ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

イ 土壌汚染が存在する工場敷地内に観測井を設けていないなど、工場敷地内・周辺の地下水汚染の状況が不明であり、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合は、汚染が工場敷地を越えて拡散している可能性があり、人への健康被害が生ずるおそれが否定できないことから、県（広域振興局）が公表すること。

ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

ウ 土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、地下水汚染が生じているものの、周辺で地下水の飲用利用がない場合は、周辺で地下水を飲用することにより、人への健康被害が生ずるおそれが低いことから、高濃度の汚染、広範囲の汚染並びに社会的に注目を集めるような PCB 及びダイオキシン類等による汚染がある場合など、個別の状況に応じ、県（広域振興局）が公表すること。

ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

エ 土壤汚染が存在する土地の工場敷地内で地下水の汚染が留まっている場合は、周辺で地下水を飲用することにより、人への健康被害が生ずるおそれが低いことから、当該事業者等は自主的に公表することが望ましい。

オ 地下水汚染が認められない場合は、土壤汚染が存在するのみであるため、人への健康被害が生ずるおそれが極めて低いことから、公表を要しないが、当該事業者等は自主的に公表することが望ましい。

なお、アからオにより難しい場合には、個別に判断するものとする。

(4) 市町村との連携

県は、地下水の飲用利用の状況の調査や住民説明会の開催等に関しては、市町村と連携して進めるものとする。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年12月12日から施行する。